

ID: 1005

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	許可の更新		
例規名 根拠条項	山口県屋外広告物条例 第9条第3項		
例規番号	昭和41年 山口県条例第41号		
<p>【根拠条文】 (許可の期間及び条件) 第9条 知事は、第5条又は第6条第3項若しくは第4項に規定する許可をする場合においては、当該許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 知事は、申請に基づき、第1項の許可の更新をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成27年5月29日	最終変更年月日	令和2年10月1日